

令和6年度 庄川小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改正

1 基本方針

- ・「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組む。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条）

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、子供の心や体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・だれもが被害者にも加害者にもなりうる。
- ・子供は、いじめを行ってはならない。
- ・大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- ・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

3 いじめへの対応

(1) いじめの未然防止

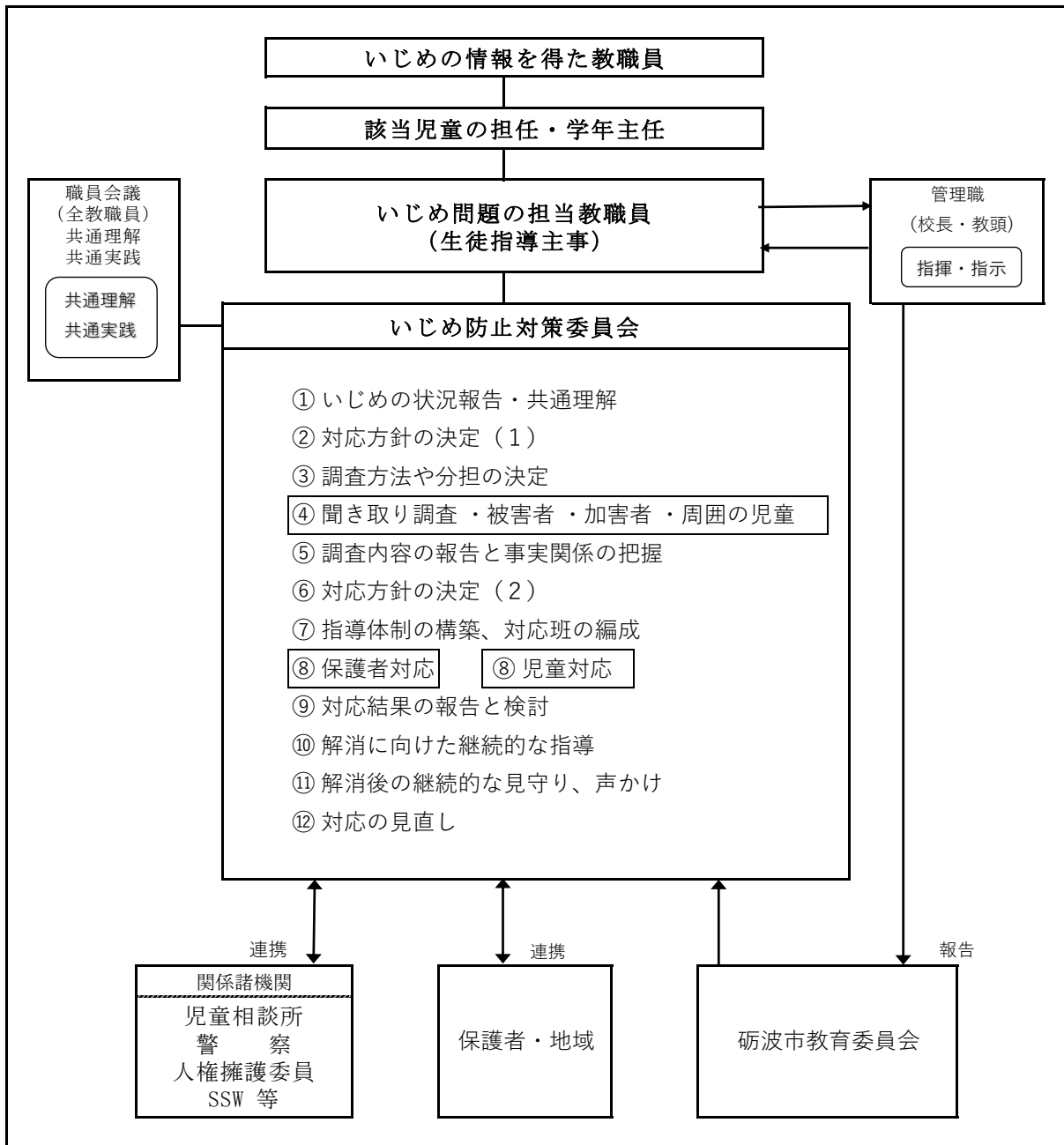
- ・法や国・県・市の基本方針の共通理解や、校内研修を通して教職員の人権感覚を高める。
- ・校内生徒指導委員会を基本とした「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援職員を加える。
- ・道徳教育及び体験活動、いのちの教育、人権教育等の全教育活動を通して、他を思いやる心を育てる。
- ・子供同士、また子供と教師との信頼関係を育むために、多面的な児童理解に努めるとともに、自己有用感や自己存在感を味わわせる学級づくりを行う。
- ・各教科の指導においては、結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成を重視し、互いの違いやよさを認め合うことができる指導を心がける。
- ・発達段階に応じたネットモラル教育の充実を図る。
- ・児童会活動でもいじめ問題を取り上げるなど、子供がいじめ問題に主体的に関わろうとする意識を育てる。

(2) いじめの早期発見

- ・毎月20日実施の「ハートカード」を活用するなど、小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。
- ・教育相談やいじめ発見のためのアンケート調査（保護者向けに6・10月に実施）を定期的に行う。把握した課題をいじめ防止対策委員会等で、共通理解し、チームサポートを早期に開始できるようにする。
- ・スクールカウンセラー、心の相談室の活用等により、児童の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

(3)いじめへの早期対応

① いじめ対応マニュアル



② 『「いじめ事案初期対応」実践フローチャート』や「ひやっとカード」による記録の蓄積、全校体制による対応、関係機関との連携、情報収集と情報保護、教育委員会への報告を適切に行い、早期解決に努める。

(4) いじめ解消状態の判断

- ・いじめに係る行為が止んでいること (少なくとも3か月間)
 - ・被害児童がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること
- 上記の状態に至っていない段階では、被害児童を徹底して守り通し、被害・加害児童や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出せるように働きかける。

(5) 再発防止

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、「ハートカード」を利用しながら、十分に注意して継続的な観察や必要な指導を行う。
- ・問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、再発防止に努める。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭。必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー や スクールソーシャルワーカー、支援スタッフを加える。

(2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・児童アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。（いじめに関する校内研修の企画立案）
- ・保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
- ・いじめ事案への対応、相談窓口。
- ・学校いじめ防止基本方針、年間計画等の見直し。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。

(2) 対処

法が定める重大事態に際しては、報告、対応、調査が遺漏なく行われるように、学校と教育委員会、関係諸機関が緊密に連携して取り組む。学校が主体になる場合は、調査等の迅速性が求められるため、いじめ防止対策推進法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考える。教育委員会が主体になる場合、この組織の名称を「砺波市いじめ調査委員会」とし、構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験がある者とする。

6 家庭や地域、関係機関等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・保護者懇談会などの機会を利用し、「健やかな砺波っ子を育てる子育ての輪」を活用しながら、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。
- ・学校外でのインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行うとともに、PTA が進める「子供と学校・家庭でつくるインターネットのやくそく」の取組を強化する。
- ・地域を挙げていじめ防止に取り組む機運を高めるために、地域住民も参加できる「いのちの講演会」などを実施したり、地域の人権擁護委員の話聞く機会を設けたりする。
- ・小中連絡会等で、家庭の実態把握や内面理解に努め、進学後に問題が生じないように指導や支援の充実に努める。

7 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（年間計画、研修内容立案） ・職員会議での提案（基本方針・年間計画等の共通理解について） ・『「いじめ事案初期対応」実践フローチャート』配布 ・ハートカード（毎月20日）・ひやっとカード（毎月28日）での情報共有 → 必要に応じて生徒指導部会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会に向けた集団づくり ・大型連休前後の教育相談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見のためのアンケート調査（保護者）・ハイパーQ-U 調査の実施 ・第1回生徒指導委員会（いじめ防止委員会を兼ねて気になる子供の共通理解を行う） ・いじめ防止対策委員会（児童、保護者アンケート結果の検討） ・「子供と学校・家庭でつくるインターネットのやくそく」づくり（保護者・児童・学校）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育ての輪」を活用とした保護者懇談会での啓発活動 ・教育相談週間（全員個別面談） ・第1回いじめ認定委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解のための研修会（SCと行う研修会）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を高める2学期の学級組織づくり ・夏季休業終了後の教育相談 ・子供たちの心を育てる全校道徳
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見のためのアンケート調査（保護者）・ハイパーQ-U 調査の実施 ・第2回生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねた気になる子供のその後について）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間（全員個人面談） ・いじめ防止対策委員会（児童、保護者アンケート結果の検討）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ認定委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業終了後の教育相談
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の取りまとめ
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間（全員個人面談） ・第3回いじめ認定委員会 ・一年間の振り返り（学校いじめ防止基本方針の見直し）